

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（２０２６年１０月１日現在）

商 品 名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・当ＪＡの口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法 （１） 払戻方法 （２） 払戻金額 （３） その他	・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息 （１） 適用金利 （２） 利払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５） 金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年１月と７月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高１,０００円以上について付利単位を１００円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・２０.３１５％（国税１５.３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※２０３７年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当ＪＡ所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１,０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部（電話：０７６６－２６－７４１７）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１） 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）

	第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・１人１口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ＡＴＭ（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するＡＴＭを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で５０件以上あり、翌月１０日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ高岡